

番号	1 (6)
項目	<p>大阪市の学校園に勤務する現役講師が次年度の採用試験に合格したときの「雇入れ時胸部エックス線検査」の負担を軽減すること。現職講師向けに1月に定期健康診断を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新規採用者の健康診断は、労働安全衛生規則第43条に基づき雇入れ時健康診断として実施しており、常時使用する労働者を雇い入れたときは、健康診断を行わなければなりません。ただし、医師が行う健康診断を受けた後、3か月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する結果を書面で提出するときは結果を代用できます。</p> <p>冬季休業中の定期健康診断追加実施については、限られた期間と会場確保の難しさから、今年度におきましては、1月に2日間実施しました。今後も冬季休業中は実施を検討してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p>

番号	2 (4)
項目	臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。
	(回答) 採用辞令につきましては、今後とも、できる限り速やかにお渡しできるよう努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (5)
項目	<p>臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>臨時的任用教職員の勤務条件及び社会保険や雇用保険の内容につきましては、これまで「大阪市の講師概要」にまとめ、新規で採用する講師の方につきましては採用手続き時に配布するとともに、すでに採用されている講師の方へは各校園にも配布して周知しております。</p> <p>今後とも、臨時的任用教職員に対する勤務労働条件の周知等に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (6)
項目	<p>臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、パワーハラスメントをさせたりしないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>勤務条件等の内容につきましては、「大阪市の講師概要」にまとめ、全校園に配布し周知してまいりました。また、職務内容については、引き続き校園長に対して周知を図ってまいります。</p> <p>パワー・ハラスメントにつきましては、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しており、平成 29 年 1 月に、「学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワー・ハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知し、併せて教職員向けにハラスメントの相談を受ける窓口を設置しております。</p> <p>また、令和 2 年 10 月に国からパワー・ハラスメントを防止するための措置について適切に対応するよう要請されていることを受け、大阪市職員基本条例に懲戒処分の対象となる非違行為の類型としてパワー・ハラスメントを定め、「服務監察だより」で周知しております。</p> <p>今後とも、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p>

番号	3 (1)
項目	常勤講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に引き上げる こと。
<p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、小中学校教育職給料表においては適用号給の上限を 125号給から 157号給へ、高等学校等教育職給料表においては 140号給から 157号給へ、令和2年度より引き上げたところでございます。</p> <p>今後とも、学校現場特有の事情の考慮が必要な内容については、誠実に対応してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3 (2)
項目	<p><u>臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようにすること。特に健康保険証については、4月に、新たに任用された臨時的任用職員の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも4月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>諸手当の請求手続きにつきましては年度末に事務連絡等により校長等に周知するとともに、SKIP ポータル等にも届出書を掲載し、速やかに手続きできるようにしております。また、講師に配布しております冊子「大阪市の講師概要」においても諸手当について周知をしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校経営管理センター 給与・システム担当

番号	3 (3)
項目	非常勤講師の給料を月額支給に戻し、給与単価を大幅に増額すること。また、扶養手当・地域手当・住居手当等の諸手当を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬に関しましては、大阪府との均衡等を考慮し、令和2年度より授業1時間(付随する準備や評価の時間を含む)につき、2,860円から2,880円へと変更させていただいたところです。</p> <p>なお、令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、当年度に6月以上の任期があり、週当たり勤務時間が15時間30分以上である職員につきましては、期末手当の支給対象としております。</p> <p>ご要求の件に関しましては、引き続き、他都市及び本市全体の動向を注視してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (6)
項目	<p>2018年4月からの主務教諭制度の導入により、長期にわたり任用している臨時教員が大阪市の教員採用試験に合格した場合、正規教員への採用時に2級給料表小中73号給で頭打ちになるため、採用時に講師の時より大幅に賃金が下がるなど、不利益になることが明らかになっている。<u>主務教諭制度を抜本的に改善し</u>、長期にわたり任用している臨時教員の不利益をなくすようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職の設置につきましては、新たな教育職員のキャリアステージ及び職責に応じた給与制度を構築するため、また教員の人材育成に資するため、平成30年4月より教諭と首席・指導教諭の間に設置しております。</p> <p>今後とも、学校現場特有の事情の考慮が必要な内容については、誠実に対応してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (4)
項目	再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、国並びに他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (5)
項目	扶養手当・住居手当を支給すること
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、国並びに他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (1)
項目	特別支援教育サポーターなど「会計年度職員」の雇用契約内容について、採用時にすみやかに本人にすること。(新規項目)
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員に関しては、採用の際に労働条件明示書を作成し、本人あて交付するよう全校園長に周知しているところでございます。</p> <p>今後とも勤務条件等が適切に説明されるよう校園長に周知徹底してまいります。また職務内容については、引き続き校園長に対して周知を図ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

番号	5 (2)
項目	「会計年度職員」の勤務時間は、雇用契約の範囲を超えることのないようにすること。超過勤務が必要な場合は超過勤務手当を支給すること
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員につきましては、採用時にお示しした勤務時間において、勤務いただくものと考えております。</p> <p>会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給につきましては、その勤務形態の性質から、運用上は想定しておりませんが、各職種の担当と調整のうえ、真にやむを得ない事情により、超過勤務命令が校園長からあった場合につきましては、支給対象となるものと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (3)
項目	習熟等担当講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に基づいて算出すること。
<p>(回答)</p> <p>習熟等担当講師につきましては、令和2年度より、会計年度任用職員として期末手当の支給対象としております。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、職務の在り方を含め、他の自治体の動向を研究・注視しつつ、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (4)
項目	その他、「学校園に在籍する会計年度職員（パートタイムも含む）」の任用条件等で、当事者職員が不利益を被ることが生じた場合は、直ちに労働条件等の改善に取り組むこと。（新規項目）
	<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の勤務労働条件にかかわる事項につきましては、今後とも誠意をもって協議してまいりたいと存じます。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当